

議案第 18 号

渋川市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市公園条例の一部を改正する条例

渋川市公園条例（平成 27 年渋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	「	<table border="1"><tr><td>吾妻川公園</td><td>野球場</td></tr></table>	吾妻川公園	野球場	」	<table border="1"><tr><td>午前 8 時 3 後 7 時まで</td></tr></table>	午前 8 時 3 後 7 時まで
吾妻川公園	野球場						
午前 8 時 3 後 7 時まで							

0 分から午  
」

を削る。

別表第 4 の 1 の（3）の表を削り、別表第 4 の 1 の（4）の表を別表第 4 の 1 の（3）の表とし、別表第 4 の 1 の（5）の表から別表第 4 の 1 の（7）の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 4 の 1 の備考第 6 号中「及び吾妻川公園野球場」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

吾妻川公園野球場を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第2（第26条関係）				別表第2（第26条関係）			
名称		休日	利用時間	名称		休日	利用時間
渋川市総合公園	陸上競技場	12月29日から翌年1月3日までの日	午前8時30分から午後7時まで	渋川市総合公園	陸上競技場	12月29日から翌年1月3日までの日	午前8時30分から午後7時まで
	(略)		(略)		(略)		(略)
坂東橋緑地公園	ソフトボール場		午前8時30分から午後7時まで	坂東橋緑地公園	ソフトボール場		午前8時30分から午後7時まで
	テニスコート				テニスコート		
子持ふれあい公園	茶室		午前8時30分から午後9時30分まで	吾妻川公園	野球場		午前8時30分から午後7時まで
	ミニサッカー場		茶室		午前8時30分から午後9時30分まで		
(略)			(略)	(略)			(略)
別表第4（第29条関係）				別表第4（第29条関係）			
1 有料公園施設の使用料				1 有料公園施設の使用料			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
				(3) <u>吾妻川公園</u>			
<u>施設名</u>		<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>市内</u>	<u>市外</u>		
野球場		専用利用	1時間	200円	400円		
<u>(4)</u>		(略)					
<u>(5)</u>		(略)					
<u>(6)</u>		(略)					
<u>(7)</u>		(略)					
備考				備考			
1～5 (略)				1～5 (略)			

- 6 坂東橋緑地公園ソフトボール場\_\_\_\_\_の使用料は、市内の者又は本市に事務所を有する法人等がゲートボール及びグランドゴルフで利用する場合は適用しない。
- 7～10 (略)
- 2 (略)

- 6 坂東橋緑地公園ソフトボール場及び吾妻川公園野球場の使用料は、市内の者又は本市に事務所を有する法人等がゲートボール及びグランドゴルフで利用する場合は適用しない。
- 7～10 (略)
- 2 (略)